

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団屋上緑化奨励補助金

交付要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住みよい生活環境を創出し、潤いのある良好な都市景観の形成をめざすため、建物の屋上緑化を行うものに対し一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下「理事長」という。）が奨励補助金を交付するものについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「屋上緑化」とは、建物の屋上に樹木、地被類（芝生を含む）の植栽をする（以下「屋上緑化」という。）ことをいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、本市において、植栽用地を所有し、又は、使用する個人又は法人で、新たに屋上緑化を行おうとするものとし植栽用地内に1回限りとする。ただし、屋上緑化に関わる他の補助との併用は認めないものとする。

(交付対象基準)

第4条 補助金の対象となる屋上緑化は、次の各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、基準外であっても理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

- (1) 屋上緑化を施工する場合は、工事着手前の確認を必要とする。
- (2) 屋上緑化の植栽地面積は3平方メートル以上かつ、植栽可能な屋上の面積に対して緑被率が30%以上であること。
- (3) 当該植栽地が販売目的としてもものでないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲とする。

区分	補助金算定基準	限度額
植栽	植栽面積1平方メートルにつき 20,000円を乗じた額	1件あたり 200,000円 (300,000円)

上記区分表における（ ）内の金額は、岐阜市緑基本計画（平成21年10月策定）において「緑化目標水準を定める区域」内の金額。

- 2 前項の規定により算出する場合において、費用[高木、中木、低木、地被類、（芝を含む）及び植栽基盤材（軽量土壌、防根マット）の原材料費とし、植栽手間を除く]が1平方メートルにつき補助金算定基準の額に満たないときは、その額を補助金算定基準の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、理事長が別に定める屋上緑化奨励補助金 交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更が生じた場合には、屋上緑化奨励補助金交付変更申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(交付の内定通知)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたものに対して屋上緑化奨励補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前条第2項による屋上緑化奨励補助金交付変更申請書を受理し、これを適正と認めた場合には、屋上緑化奨励補助金変更承認書(様式第4号)により通知する。

(補助の条件)

第8条 補助金交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。

(1) 設置した植栽地等は、設置の日より換算して5年間はその保全に務めること。

(2) 樹木等は常に健全な管理をし、その育成に務めること。

(完成届)

第9条 第7条の規定による交付内定通知を受けた者は、申請書の通り工事を施工し、完成後10日以内に屋上緑化完成届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(現地調査)

第10条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、屋上緑化奨励補助金交付決定現地調査報告書(様式第6号)に基づき工事完了確認を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 理事長は、前条の規定による現地確認後、適正と認めたものに対して、交付決定(様式第7号)をし、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者が、第8条に定める条件を遵守しない場合において、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。